

第2章 「幼児期の学校教育・乳幼児期の保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画」

2 計画の内容

④ 各年度における幼児期の学校教育・乳幼児期の保育の量の見込み（必要利用定員総数）、提供体制の確保の内容（供給方法）・実施時期

「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」による教育・保育の利用状況及び利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域である市内での均衡のとれた教育・保育の提供が行えるよう、認定区分ごとに必要利用定員総数、提供体制の確保の内容とその実施時期を定めます。

平成27～31年度の児童数推計より利用児童数を見込んだところ、現在ある幼稚園や保育所（園）の設備を活用することで、「待機児童なし」の提供体制の確保ができるものです。

また、本市では、現在、認定こども園はありますが、1号認定や2号認定で幼稚園利用意向の強い保護者の子どもは公立・私立の幼稚園での受け入れを、また、2号・3号認定の子どもにつきましては、公立・民間の保育所（園）で受け入れを進め、必要な定員を確保していきます。

表1：幼児期の学校教育・乳幼児期の保育施設等の量の見込み及びその確保策・時期
(単位：人)

	27年度			28年度		
	3-5歳		0-2歳	3-5歳		0-2歳
	1号	2号	3号	1号	2号	3号
①量の見込み(必要利用定員総数)	1,207	906	704	1,151	866	706
②確保の内容	認定子ども園、幼稚園、保育所(教育・保育施設)		704	1,151		706
	地域型保育事業					
③確保の必要量(②-①)	0	0	0	0	0	0
④幼稚園(実数)・保育所(定員数)	1,356	1,610		1,356	1,610	
⑤見込みと定員数等の差(④-①)	149	0		205	38	

29年度			30年度			31年度		
3-5歳		0-2歳	3-5歳		0-2歳	3-5歳		0-2歳
1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
1,149	864	698	1,131	851	690	1,130	850	679
1,149	864	698	1,131	851	690	1,130	850	679
0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,356	1,610		1,356	1,610		1,356	1,610	
207	48		225	69		226	81	

(5) 幼児期の学校教育・乳幼児期の保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保に関する事項

幼児期の学校教育・乳幼児期の保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者、家庭や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

① 質の高い幼児期の学校教育・乳幼児期の保育の一体的な提供に関する事項 (認定こども園の設置数や設置時期等、普及に係る考え方など)

認定こども園は、幼稚園と保育所機能を併せ持ち、保護者の就労等家庭の状況に関わらず、0歳児から就学前児童の一貫した質の高い学校教育・保育（子どもの遊びや生活、学びの経験）を受けることができる施設です。

また、在宅で子育てをする家庭を含めた地域の子育て支援を行う拠点機能を果たす役割も担います。

こうした特性をふまえ、本市における認定こども園への移行については、子ども・子育て3法に則り、保育所（園）又は幼稚園の設置者の意向を尊重しつつ普及を図るものとし、子どもにとっての最善の利益を確保する観点にたって、その支援を行っていくこととします。